

2014年9月3日

「宇宙の平和的探査及び利用における 国際協力メカニズム検討」

慶應義塾大学総合政策学部

青木節子

aosets@sfc.keio.ac.jp

目次

- 1 はじめにー 報告の目的
- 2 国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会の役割
- 3 「宇宙の平和的探査及び利用における国際協カメカニズム」

2 宇宙空間平和利用委員会法律小委員会

国連宇宙空間平和利用委員会 Committee on the Peaceful Uses of Outer Space (COPUOS) 1959年に常設の国連総会補助機関となる (現在76カ国)

組織: (i)科学技術小委員会(科技小委); (ii)法律小委員会(法小委)
(iii)本委員会

任務: 宇宙の探査利用から生じる法的問題の検討 (GA Res 1472 (XIV) 12 Dec. 1959, A 1. iii) b))

意思決定方式: 1962年の議長声明によりコンセンサス方式採用
(A/AC.105/PV.2, 19 Mar.1962)

2014年の(実質的)議題一覧

- 1 各国の宇宙活動（の法的側面など）状況報告（一般発言）
- 2 国際機関の活動状況
- 3 宇宙5条約の地位と適用（作業部会あり）
- 4 宇宙空間の定義及び静止軌道利用問題（作業部会あり）
- 5 宇宙の平和的探査・利用に関する国内法
- 6 宇宙法に関する能力開発・人材育成
- 7 原子力電源（NPS）原則検討
- 8 スペースデブリ低減に関する法的メカニズムの情報と意見交換
- 9 宇宙活動のための法的拘束力のない国連文書に関する情報交換
- 10 宇宙の平和的探査及び利用における国際協カメカニズム検討
(2013-2017) (作業部会あり)
- 11 次会期の議題検討

3 「宇宙の平和的探査及び利用における国際協力メカニズム検討」 (1) 背景

1) 2012年3月29日 米国提案 (共同提案国 中国、エクアドル、日本、ペルー、サウジアラビア) 5年間の議題

- (a) 1996年の国連総会決議「スペースベネフィット宣言」による国際協力の重要性を想起し、そのメカニズム研究の重要性を強調
- (b) COPUOS加盟国は、半世紀以上さまざまな国際メカニズムを通じて協力して宇宙活動に従事し、多大な成果を挙げた。

任務

- ① これまでの協力メカニズムを収集
- ② 共通の原則、手続を見出す。
- ③ 将来の活動協力促進のために有効なメカニズムを選択しやすくする → 2017年に国連総会決議をめざす。

(続)

- 国際協力メカニズムを検討する礎石としての「スペースベネフィット宣言」(1996年)

協力と競争(市場原理)の調整

国際協力は

- 衡平かつ相互に受諾可能な基礎に基づいて行う。
- 契約条件は公平かつ合理的なものでなければならない(知財など)。
- 途上国の必要に特に考慮を払って実施しなければならない。
- 政府間/非政府間; 商業的/非商業的; 世界的/多国間/地域的/二国間などさまざまな枠組で行う。

(2) 2013-2017年の5カ年作業計画

2013年、2014年 情報交換

2015年 作業部会での検討を通じ、多様な協カメカニズムに関する理解を深める。その上で、(国際協力に関する)現行諸協定に共通に規定される法的問題を明らかにする報告書の準備を事務局に要請する。

2016年 作業部会において事務局報告書を検討

2017年 作業部会報告書を法小委に提出  本委員会、国連第4委員会での採択を経て国連総会決議とすることを旨す。

(3) COPUOS/法小委に提出された各国情報 ①

2013年

豪州, カザフスタン、ポルトガル
(A/AC.105/C.2/102);

オーストリア、中国、ドイツ
(A/AC.105/C.2/2013/CRP.14);

米国 (A/AC.105/C.2/2013/CRP.17);

国際宇宙ステーション協定
(A/AC.105/C.2/2013/CRP.24)

2014年

アルジェリア, ドイツ、ケニア (A/AC.105/C.2/105)

アルゼンチン (A/AC.105/C.2/105/Add,1)

国際法協会 (ILA) (A/AC.105/C.2/105/Add.2)

ロシア (A/AC.105/C.2/2014/CRP.23)

日本 (A/AC.105/C.2/2014/CRP.24)

カナダ (A/AC.105/C.2/2014/CRP.25)

トルコ (A/AC.105/C.2/2014/CRP.26)

欧州宇宙機関 (ESA) (A/AC.105/C.2/2014/CRP.28)

国際協力メカニズムの基準例 ②

米国

- A. 多国間または二国間の法的拘束力のある協定
- B. 法的拘束力のない原則および技術ガイドライン
- C. 多国間の調整メカニズム
- D. 国際会議体等

カナダ

- I. 多国間または二国間の法的拘束力のある協定
- II. 法的拘束力のない文書
- III. 法的拘束力のない原則および技術ガイドライン
- IV. 多国間の協力メカニズム
- V. 国際会議体等

米国 国際協力枠組の例 ③

A. 多国間または二国間の法的拘束力のある協定

- * 国際宇宙ステーション政府間協定、了解覚書、補助協定(「実施協定」)
- * ガリレオ、GPS衛星航法システム・関連応用の促進・提供・利用に関する協定
- * 民生宇宙協力のための二国間の枠組協定(アルゼンチン、ブラジル、カナダ、フランス、インド、イスラエル、ノルウェイ、ロシア、スウェーデン、ウクライナ等)

B. 法的拘束力のない原則および技術ガイドライン

- * 国連総会決議(宇宙関係諸原則) 等

C. 多国間の調整メカニズム

- * 地球観測衛星委員会(CEOS)
- * 国際災害チャーター
- * 国際宇宙探査協働グループ (ISECG)

D. 国際会議体等

国際宇宙航行連盟 (IAF)

欧州宇宙機関 (ESA) ④

3種の協力メカニズム

- 1 国際協力メカニズムとしてのESA
 - ESA加盟国間の枠組
- 2 国際協力の1アクターとしてのESA
 - ESA とESA非加盟国との協力
 - ESAと他の国際機関との協力

欧州宇宙機関 (ESA) ⑤

ESA内部

- ESA条約 ESAが国際法人格をもち、条約締結能力をもつ
- ESAの機関: 理事会と事務局長

* ESAの協カメカニズムの中心要素は義務的活動と選択的(参加が任意の)活動

ESAが用いる数種類の法文書

- a) 協力協定
- b) その他の国際協定
- c) 実施取極 (通常上位の協定に基づいて採択される)
- d) 了解覚書 (法的義務を有するもの)
- e) 交換書簡 (法的義務を有するもの)

ロシア ⑥

1 ロシアからの情報提供の第1の特色は、ロシアが実施する多国間協カプロジェクトが列挙されている点である。

国際宇宙ステーション、 宇宙機関間デブリ調整委員会(IADC);

地球観測に関する政府間会合(GEO)および 全地球観測システム10年実施計画

衛星航法システムに関する国際委員会 (GNSS);

捜索救助国際衛星システム(COSPAS-SARSAT);

第3回国連宇宙会議(UNISPACE III)関連プロジェクト 等

2 第2の特色は、商業サービスも国際協カメカニズムの一類型として紹介されている点である。

2005年以来、ロシアは、打上げサービス市場を先導している。

中国 ⑦

1 二国間協力

- *二国間政府協定において、**宇宙機関**は協定を実施する権限ある機関であり、**共同委員会**を設置して重要な協力領域を決定する役目を担う。
- *24の国・国際機関と68の協定を締結した。
- *通信衛星の軌道上引渡による途上国支援(ベネズエラ、パキスタン)

2 多国間協力

- *協力の場としての国際組織の例は、国連宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS)、宇宙機関間デブリ調整委員会(IADC)、災害チャーター等

日本 ⑧

*主題別協力プログラムの紹介

1 宇宙探査

- 国際宇宙探査フォーラム(ISEF)

2 衛星航法

3 地球観測

(1)地球観測に関する政府間会合

(2)センチネル・アジア

(3) 国際災害チャーター

(4) 作業部会 2014 年会期の作業

2014年会期に作業部会 (WG)設置

5カ年議題の2年目にあたる2014年会期に割り当てられた作業として、WGは、12の質問からなる質問票(クエスチョネア)を採択→WGは、また、COPUOS加盟国とオブザーバーに対し、必要に応じて質問項目に言及しつつ任意の情報提供を行うよう奨励



WGは、事務局に対し、加盟国およびオブザーバーから提出された情報および追加的研究に基づいて一連の国際協カメカニズムを分類し、次期法小委に先立って加盟国に配布することを要請

(5) 質問票(クエスチヨネア)の質問内容紹介 ①

1 国際協力の主要な領域はなにか

(例 宇宙探査、科学調査、実験、教育・人員訓練、世界規模の航法、リモート・センシングによる災害管理、商業打ち上げサービス等)

2 それは、多国間協力かそれとも二国間協力か

(例 政府間協力、機関間協力、非政府機関との協力、それらの混合形態での協力)

3 協力の継続期間は？

4 宇宙機関は協りに重要な役割を果たすか？

5 宇宙機関以外の政府機関その他の国の機関は協りに重要な役割を果たすか？

(例 科学機関、気象機関、
開発・金融援助機関等)

6 民間企業や産業界は直接協力に参加するか？

7 どのような枠組で協力を実施するのか

(a) 国連およびその専門機関

(b) 独立した政府間国際機関

(c) 地域のまたは地域間の宇宙協力機関・メカニズム

(d) 非政府機関

(e) その他のフォーラム

③

8 協力メカニズムは多国間のものか
二国間のものか

9 協力メカニズムは

(a) 法的拘束力のある協定に基づくものか

(b) 非拘束的な取極によるものか(後者の場合、どのような種類の取極か)

(c) 拘束力ある協定と非拘束的な協定の混合体か

10 多国間であれ二国間であれ協力枠組は枠組協定を有するか?そして、その協定は、技術協力や協力調整のための実施協定や実施取極、さらには了解覚書を伴うか。

11 法的拘束力のある協定または非拘束的な取極はどのような規定を有するか。必要に応じて以下の項目を例として用いて回答してください。

(a) ベストエフォート条項

(b) 裁判権条項

(c) 財政的取決または資金交換なし

(d) 技術データ・物品の交換

(e) 国際的責任・賠償責任を追及する規定

(f) 損害賠償の相互放棄

(g) 知的財産権および所有権に関する規則

(h) 紛争解決条項

(i) その他の規定

④

12 プロジェクト運用は国連宇宙諸条約に従って行われなければならない、また、宇宙活動に関する原則および関連する国連総会決議(「打上げ国」概念決議、登録実行決議、国内法勧告決議等)を考慮して行われなければならないという点が、法的拘束力を有する協定または法的拘束力をもたない取極に明確に規定されているか否か。

4 将来に向けて：2017年は宇宙条約50周年

COPUOS加盟国およびオブザーバーからの回答期限は2014年11月21日



COPUOS法小委2015年会期までに一連の国際協カメカニズムの分類をした報告書を準備



宇宙条約50周年に向けて有益な結果を出すべく作業継続